

議案第1号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第1号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合公告式条例

平成19年2月1日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公告式について必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合事務所の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規約及び規程の公表)

第4条 規則を除くほか、広域連合規約及び広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規約及び規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、広域連合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。

この場合において、同条第1項中「広域連合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 広域連合長の定める規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。